

高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令（平成九年通商産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（検査組織等調査機関に係る指定の区分）</p> <p>第六十六条の二 法第五十八条の三十四の経済産業省令で定める区分は、次の各号に掲げるものによるものとする。</p> <p>一～四 「略」</p>	<p>（検査組織等調査機関に係る指定の区分）</p> <p>第六十六条の二 法第五十八条の三十四の経済産業省令で定める区分は、次の各号に掲げるものによるものとする。</p> <p>一～四 「略」</p>

四の二 法第三十九条の十三の認定の申請に係

る法第五条第一項第一号の事業所における保

安の確保のための組織及び保安の確保の方法

について調査を行う者としての指定（第四号

の四に掲げる指定の区分を除く。）

〔新設〕

四の三 法第三十九条の十三の認定の申請に係

る法第五条第一項第二号の事業所における保

安の確保のための組織及び保安の確保の方法

について調査を行う者としての指定（次号に

掲げる指定の区分を除く。）

〔新設〕

四の四 法第三十九条の十三の認定の申請に係

る法第五条第一項各号の事業所における保安

の確保のための組織について調査（冷凍保安

〔新設〕

規則別表第〇、液化石油ガス保安規則別表第

〇、一般高圧ガス保安規則別表第〇並びにコ

ンビナート等保安規則別表第九三の項下欄及

び別表第十上欄三の項下欄に掲げる認定の基

準に係る調査に限る。)を行う者としての指

定

五・六 「略」

2 「略」

(検査組織等調査を実施する者に係る要件)

第六十六条の四 法第五十八条の三十五第一号の

経済産業省令で定める条件のうち、統括検査組

織等調査員(自ら検査組織等調査を行う者(以

五・六 「略」

2 「略」

(検査組織等調査を実施する者に係る要件)

第六十六条の四 法第五十八条の三十五第一号の

経済産業省令で定める条件のうち、統括検査組

織等調査員(自ら検査組織等調査を行う者(以

下「検査組織等調査員」という。）その他作業者の指揮、監督、調査工程の管理及び調査結果全般の判定を行う者をいう。以下同じ。）に係るものは、当該検査組織等調査機関の運営に關し十分意見を反映しうる役職にあり、かつ、次の各号に掲げるものとする。

- 一 第六十六条の二第一項第一号及び第四号の
- 二に規定する区分に係る統括検査組織等調査員に関する条件は、次のイからハまでのいずれか一に該当するものであること。

イハ 「略」

- 二 第六十六条の二第一項第二号及び第四号の
- 三に規定する区分に係る統括検査組織等調査

下「検査組織等調査員」という。）その他作業者の指揮、監督、調査工程の管理及び調査結果全般の判定を行う者をいう。以下同じ。）に係るものは、当該検査組織等調査機関の運営に關し十分意見を反映しうる役職にあり、かつ、次の各号に掲げるものとする。

- 一 第六十六条の二第一項第一号に規定する区分に係る統括検査組織等調査員に関する条件は、次のイからハまでのいずれか一に該当するものであること。

イハ 「略」

- 二 第六十六条の二第一項第二号に規定する区分に係る統括検査組織等調査員に関する条件

員に関する条件は、次のイからハまでのいずれか一に該当するものであること。

イ〜ハ 「略」

三・四 「略」

四の二 第六十六条の二第一項第四号の四に規定する区分に係る統括検査組織等調査員に関する条件は、サイバーセキュリティの確保のための組織の業務遂行能力を持続的に向上させる仕組みに係る調査の実務に関する四年以上の経験を有し、かつ、保安に係るサイバーセキュリティの確保について知見を有する者であること。

五・六 「略」

は、次のイからハまでのいずれか一に該当するものであること。

イ〜ハ 「略」

三・四 「略」

〔新設〕

五・六 「略」

2 法第五十八条の三十五第一号の経済産業大臣が定める条件のうち検査組織等調査員に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 第六十六条の二第一項第一号及び第四号の二に規定する区分に係る検査組織等調査員に関する条件は、高圧ガス（冷凍のための高圧ガスを除く。以下この号及び第三号において同じ。）の製造の作業又は高圧ガスの製造施設に係る保安のための検査の実務に関する三年以上の経験を有し、かつ、経済産業大臣が定める研修を修了した者であること。

- 二 第六十六条の二第一項第二号及び第四号の三に規定する区分に係る検査組織等調査員に

2 法第五十八条の三十五第一号の経済産業大臣が定める条件のうち検査組織等調査員に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 第六十六条の二第一項第一号に規定する区分に係る検査組織等調査員に関する条件は、高圧ガス（冷凍のための高圧ガスを除く。以下この号及び第三号において同じ。）の製造の作業又は高圧ガスの製造施設に係る保安のための検査の実務に関する三年以上の経験を有し、かつ、経済産業大臣が定める研修を修了した者であること。

- 二 第六十六条の二第一項第二号に規定する区分に係る検査組織等調査員に関する条件は、

関する条件は、冷凍のための高圧ガスの製造の作業又は冷凍のための製造施設に係る高圧ガスの保安のための検査の実務に関する三年以上の経験を有し、かつ、経済産業大臣が定める研修を修了した者であること。

三・四 「略」

四の二 第六十六条の二第一項第四号の四に規定する区分に係る検査組織等調査員に関する条件は、サイバーセキュリティの確保のための組織の業務遂行能力を持続的に向上させる仕組みに係る調査の実務に関する四年以上の経験を有し、かつ、保安に係るサイバーセキュリティの確保について知見を有する者であ

冷凍のための高圧ガスの製造の作業又は冷凍のための製造施設に係る高圧ガスの保安のための検査の実務に関する三年以上の経験を有し、かつ、経済産業大臣が定める研修を修了した者であること。

三・四 「略」

「新設」

ること。

五・六 「略」

(統括検査組織等調査員の数等)

第六十六条の五 法第五十八条の三十五第一号の
経済産業省令で定める数は、統括検査組織等調
査員にあつては次の各号に掲げる指定の区分に
応じ、当該各号に定める数とする。この場合に
おいて、統括検査組織等調査員一名で一年間に
検査組織等調査を実施することができる事業所
、第一種貯蔵所、工場又は事業場の数は、五十
を超えてはならない。

一 第六十六条の二第一項第一号から第四号の

五・六 「略」

(検査組織等調査員の数等)

第六十六条の五 法第五十八条の三十五第一号の
経済産業省令で定める数は、統括検査組織等調
査員にあつては検査組織等調査機関の指定の区
分ごとにその職員二名とする。この場合におい
て、統括検査組織等調査員一名で一年間に検査
組織等調査を実施することができる事業所、第
一 種貯蔵所、工場又は事業場の数は、五十を超
えてはならない。

「新設」

三までに掲げる区分 当該指定の区分ごとに

検査組織等調査機関の職員二名

二 第六十六条の二第一項第四号の四に掲げる

区分 検査組織等調査機関の職員一名

2 前項に規定するほか、検査組織等調査機関（検査組織等調査機関としての指定を受けようとする者を含む。以下この項及び次項において同じ。）は、一の統括検査組織等調査員に二以上の第六十六条の二第一項各号に掲げる区分に係る統括検査組織等調査員を兼務させることができる。この場合において、当該検査組織等調査機関の統括検査組織等調査員の数は、兼務させないときの統括検査組織等調査員の数を下回つ

〔新設〕

2 前項に規定するほか、検査組織等調査機関（検査組織等調査機関としての指定を受けようとする者を含む。以下この項において同じ。）は、一の統括検査組織等調査員に二以上の第六十六条の二第一項各号に掲げる区分に係る統括検査組織等調査員を兼務させることができる。この場合において、当該検査組織等調査機関の統括検査組織等調査員の数は、兼務させないときの統括検査組織等調査員の数を下回ってはなら

てはならない。

3|| 検査組織等調査機関（第六十六条の二第一項

第四号の四に掲げる指定の区分に係るものに限る。）は、一の統括検査組織等調査員に当該区分に係る検査組織等調査員を兼務させることができる。

（検査組織等調査機関の業務規程の記載事項）

第六十六条の十一 法第五十九条において準用する法第五十八条の二十三第二項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第六十六条の二第一項第四号の二から第四号の四までに掲げる区分に係る検査組

ない。

〔新設〕

（検査組織等調査機関の業務規程の記載事項）

第六十六条の十一 法第五十九条において準用する法第五十八条の二十三第二項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

織等調査機関にあつては、第四号及び第五号に

掲げる事項を除く。

一〇十二 「略」

一〇十二 「略」

備考 表中の「」は注記である。

様式第三十五の二中「第3項」を「第3項、第39条の14第2項ただし書」に改める。

附 則

この省令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年十二月二十一日）から施行する。